

# **広報** **FUKAURA** **ふかうら**

No.511

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## **令和8年度深浦町 生きいき健康福祉祭 について**

9月17日（木）開催予定の深浦町生きいき健康福祉祭の顕彰対象者についてお知らせします。

### 米寿顕彰対象者（88歳）について

・昭和13年4月1日から昭和14年3月31日までに生まれた方

※「米寿」の顕彰対象となられる方には8月中旬から下旬を目途に招待状の送付を予定しています。

### ダイヤモンド婚・金婚の顕彰対象者について

#### ◎ダイヤモンド婚（結婚60年）

・昭和40年9月16日から昭和41年9月15日までに婚姻届を出されたご夫婦

#### ◎金婚（結婚50年）

・昭和50年9月16日から昭和51年9月15日までに婚姻届を出されたご夫婦

個人情報取扱の厳格化により対象者の把握が難しくなったため、対象となる方には申請書を提出していただきます。

申請書は、役場福祉課及び両支

所にありますので、希望される方は申請書に必要事項を記載し、提出（郵送可）ください。

また、「ダイヤモンド婚・金婚」

の顕彰の受賞方法については、

### ①福祉祭に出席し受賞する方法

### ②住所（施設等）へお届けする方法のどちらかを選択可能です。

### ◆申込締切 8月14日（金）

### □問合せ先

町福祉課 介護保健係

Tel 74-2117

## **深浦町生涯学習センター 整備工事に係る通行止め のお知らせ**

深浦町生涯学習センター整備工事に伴い、旧県立木造高等学校深浦校舎の正門から現場出入口までの区間を、工事関係者及び関係車両以外を通行止めとします。

なお、運動場（陸上競技場、サッカー場、野球場）を利用する際は、町民体育館側からの出入口をご利用ください。

周辺をご利用する方には大変ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※通行止め看板と出入口看板はそれぞれ設置します。

### ◆通行止め期間

7月15日（水）～工期終了まで  
※工期につきましては、工事の進捗状況がわかり次第改めてお知らせします。

◆場所・深浦町生涯学習センター（旧県立木造高等学校深浦校舎敷地内）

### □問合せ先

町教育委員会教育課

生涯学習センター開設準備室

Tel 74-4419



## 浄化槽の適正な維持管理をお願いします

合併浄化槽は、微生物の働きでトイレや台所、風呂などの生活排水を衛生的に処理し、河川などへ流す装置です。浄化槽の維持管理を怠ると、河川などの水質汚濁や悪臭の原因になります。

浄化槽使用者は、日頃から適正な維持管理に努めましょう。

### ◆浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽の使用者には、以下のことが義務付けられています。

#### △定期的な保守点検△

・県知事の登録を受けた業者と保守点検のための委託契約をし、定期的に保守点検を受けましょう。

#### △年1回の清掃△

・清掃を行い、溜まった汚泥を抜き取りましょう。

・保守点検及び清掃後に「保守点検及び清掃の記録票」が渡されますので、3年間保存しておいてください。

#### △法定検査の受検△

・初めての検査（7条検査）

使用開始してから3～5か月の間に、浄化槽が正しく設置されているかどうかを調べるための検査です。

#### ・定期検査（11条検査）

毎年1回、日頃の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の働きが正常に維持されているかどうかを調べるための検査です。

#### △その他△

皿についたひどい汚れや使った油を流しなどに流さない、洗濯や食器用洗剤は適量以上に使わない、トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さない等を心がけ、正しく浄化槽を使用しましょう。

なお、浄化槽法には、主に次のような罰則があります。

○保守点検や清掃が定められた基準に従っていないために、改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、従わなかった場合、**6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金。**

○法定検査を受けるように命ぜられたにもかかわらず、受けなかった場合、**30万円以下の過料。**

○「浄化槽使用廃止届出書」を提出しなかった場合、又は虚偽の届出した場合、**5万円以下の過料。**

### ◆浄化槽に関する届出書・報告書の提出について

△浄化槽を設置するとき、構造・規模を変更するとき△

・浄化槽を設置するとき、または浄化槽の構造・規模を変更（軽微な変更を除く）するときは、届出書を提出する必要があります。

・浄化槽の工事に着手する22日前（型式認定浄化槽の場合は11日前）までに提出してください。

△浄化槽を使用開始したとき、浄化槽管理者・浄化槽技術管理者が変更になったとき△

・浄化槽を使用開始したとき、浄化槽管理者または浄化槽技術管理者が変更になったときは、その日から30日以内に報告書を提出してください。

△浄化槽の使用を廃止（浄化槽を撤去）したとき△

・下水道への接続、家屋の解体等により、浄化槽の使用を廃止（撤去）したときは、その日から30日以内に届出書を提出してください。

□問合せ先  
浄化槽の設置、維持管理及び各種提出書類に関すること  
弘前環境管理事務所

Tel 0172-31-1900

法定検査に関すること

一般社団法人青森県浄化槽検査センター

Tel 0177-26-9500

## 県河川砂防課からの

### お知らせ

●大雨洪水に備えて河川防災情報を提供しています

◆身近な河川の水位等をチェックしましょう。

「河川砂防情報提供システム」では、国・県・気象庁が観測している雨量・河川水位・ダム情報等を確認できます。早めの情報収集、避難準備を心掛けましょう。

◆ご家庭のテレビで、河川の水位が確認できます。

「地上デジタル放送」の「データ放送」で、河川水位情報をわかりやすく、ご家庭のテレビで確認できるようにしました。NHK総合に

チャンネルを合わせ、テレビのリモコンの「dボタン」を押して、TOPメニューの「防災・生活情報」を選び、決定ボタンを押して「河川水位情報」を選択します。

●「洪水お知らせメール」を活用しましょう

◆洪水への警戒と避難準備に「洪水お知らせメール」を活用しましょう。

洪水お知らせメールとは、お住まいの地域の「雨量・水位」等を携帯電話にメールでお知らせするシステムです。時間的な余裕をもって、洪水に対する心構えや避難準備ができますので、「河川砂防情報提供システム」から希望の観測所を登録してください。

河川砂防情報提供

システムはこちら▼



●土砂災害に備えて、レベル4土砂災害危険警報に注意しましょう

◆レベル4土砂災害危険警報

・レベル4土砂災害危険警報は、土砂災害（土石流や急傾斜地の崩壊）の危険度が高まった市町村ごとに発表されます。

・大雨時には、早めの情報収集、避難準備を心掛けましょう。

◆青森県土砂災害警戒情報システム  
・レベル4土砂災害危険警報は市町村単位での発表となるため、より細かい区域での危険度情報がわかるよう「青森県土砂災害警戒情報システム」による補足情報の提供を行っています。補足情報では、1km四方の領域ごとに、「今後の情報等に留意」・「注意」・「警戒」・「危険」・「災害切迫」の5つの階級で危険度を表示します。

県土砂災害警戒情報システムはこちら▼



●土砂災害への警戒と避難に「土砂災害警報メール通知サービス」を活用しましょう

「土砂災害警報メール通知サービス」とは、お住まいの市町村に「レベル3土砂災害警報」以上が発表されたことを、携帯電話やパソコンにメールでお知らせするシステムです。

レベル3土砂災害警報が発表された際は、避難準備をしましょう。レベル4土砂災害危険警報が発表

された際には、早めに安全な場所に自主避難をしましょう。

次のQRコードを読み取り、登録画面からメールアドレスを登録できます。その際、ご希望の市町村を選択できます。

土砂災害警報メール通知サービス登録はこちら▼



●河川内の樹木を自ら伐採して利用したい方はご連絡ください

県では、河川管理上支障となる河川内の雑木を伐採し、河川管理に努めています。多くの費用を要することに加え、近年ニセアカシアのように繁殖力の強い外来種が繁茂し、十分に処理できていない実態があります。

お住まいの周辺などで、河川内の雑木が繁茂しているところがあり、河川内の雑木伐採を行いたい方は、鰯ヶ沢道路河川事業所までご連絡ください。

●水辺サポーター制度で地域の河川や海岸で清掃ボランティアをしませんか

県では、河川・海岸で清掃や草刈

りなどを行う団体に対し支援を行っています。

詳しくは県HPで  
水辺サポーターと検索▼



●水質事故処理対策に要した費用は、原因者の負担となります

河川に油脂類や化学薬品などが流れ出した時は、県や消防等が吸着マットやオイルフェンスなどを設置し、水質汚濁防止対策を行います。対策に要した費用は、油漏れを起こした原因者が負担することになります。

水質事故は特に冬場が増加する傾向にあり、ちよつとした不注意が事故につながることも多いので、油漏れ等には充分注意してください。

なお、油漏れ等を発見した場合は、鰯ヶ沢道路河川事業所までご連絡ください。

詳しくは県HPで  
水質汚濁事故と検索▼



□問合せ先

青森県鰯ヶ沢道路河川事業所  
TEL 0173-7213135

## 「深浦町暮らしの便利帳」の広告を募集します

行政情報や観光情報を盛り込んだ「深浦町暮らしの便利帳」を株式会社サイネックスとの官民協働事業により令和9年1月に発行予定です。

当便利帳に掲載する広告を募集しますので、広告掲載を希望する事業者はお問い合わせください。

なお、広告を募るため、株式会社サイネックスの社員が町内事務所を訪問しますのでご協力をお願いします。

### □問合せ先

#### 広告について

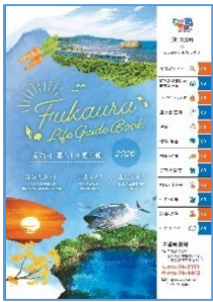
株式会社サイネックス青森支店

Tel 017-775-3623

#### 暮らしの便利帳について

町総合戦略課

Tel 74-2122



## 従業員の個人住民税は特別徴収が原則です！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税の税額を引き去り（給与天引き）、納入する制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法及び市（町）の条例により、個人住民税の特別徴収義務者として指定されています。

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員（短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含む）が対象となり、普通徴収に比べて①従業員が個々に納付する手間が省ける、②納め忘れがない、③1回当たりの納付額の負担が少ない、など従業員にとっても大変便利な制度です。

### □問合せ先

町税務会計課 税務係

Tel 74-2114

## 農地利用状況調査（農地パトロール）のお知らせ

町農業委員会では、毎年1回、農地法第30条に基づき、荒廃農地の発生防止や解消、違反転用の防止と早期発見のため、町内全ての農地の利用状況について巡回し、調査を実施します。

農地の所有者や農地を借りて耕作されている方は、草刈りを行う等、農地の適正な管理をお願いします。

遊休農地及び遊休農地化のおそれがある農地所有者等に対しては、「利用意向調査」を実施する場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆調査地域 深浦町内農地全域

### ◆調査期間 7月10日（金）から8月中旬までの期間

### ◆調査者 町農地利用状況調査員

※調査に際し、農地所有者の立ち会いは不要です。

### □問合せ先

町農業委員会

Tel 74-4420

## ふるさとブックオフに新しい本が入りました

風待ち館内の「ふるさとブックオフ」に、新しい本が入荷しました。

小説、料理やガーデニングの実用書、雑学の文庫本など、気軽に手に取れる本を揃えています。マンガ本も新しく入荷しました。ちょっとした空き時間の読書や、暮らしの楽しみに一冊いかがでしょうか。

本のリクエストも受け付けていますのでご希望の本がある方は、リクエストカードに記入してお申し込みください。

※在庫状況により、入荷できない場合があります。

### □問合せ先

風待ち館

営業時間 9時～16時

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）

Tel 74-3553



## 中学生に向けた「誰でもできる簡単クッキング教室」を開催します

中学生は成長に大きな変化がみられる時期で、食生活の影響を受けやすい時期です。この時期に、栄養士から身体に良い食べ物の話を聞いて、実際に調理を行うことで、自分の健康づくりを考えてみる機会にしませんか。

また、ご飯の炊き方、電子レンジの使い方など基本的な調理技術を身につけてもらい、調理のコツも伝授します。



### ◆日時、開催場所

・北金ヶ沢会場  
農村環境改善センター

7月27日（月） 10時～13時

申込締切 7月17日（金）

### ・深浦会場

深浦町公民館

8月3日（月） 10時～13時

申込締切 7月24日（金）

◆募集人数 各10名（深浦町在住の中学生であれば学年は問いません）

### ◆申込み方法

健康推進課に電話で直接申込みか、または、左の二次元コードから申込みください。

持ち物等詳細については、教室開催前に別途通知します。

※申込みの際に、食物アレルギーがある方は、お知らせください。

二次元コードでの申込みはこちら▼



### □問合せ先

町健康推進課

Tel 82-0288

## 初心者にもやさしい ヨガ教室を開催します

### ◆日時 8月10日、31日

9月14日、28日（全4回）

各日とも月曜日

10時30分～11時30分

### ◆場所 町保健センター

◆対象 町民で74歳までの方

（75歳以上で参加希望の方はご相談ください）

◆服装・持ち物

・動きやすい服装

・飲み物

・汗拭きタオル  
※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

※貸出用のマットも用意しています。

### ◆講師 ヨガインストラクター

対馬 郁子氏

### ◆申込方法

左記の申込先へ①電話、②メール、③申込二次元コードからお申込みください。

①・②の方法でお申込みの場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。

申込みはこちらから▼



### □問合せ先

町健康推進課

Tel 82-0288

メール fukaura-heal@town.fukaura.lg.jp



## 県国際誘客交流課 旅券グループから お知らせ

### ●旅券手数料が変わります

7月1日から旅券手数料が改定となります。窓口混雑等も想定されますので、時間的余裕を持った

申請にご協力をお願いします。  
詳しくはこちら▼



●県庁窓口での申請の事前予約サービスを開始します

県庁窓口では、7月1日から申請日時の予約やービスを開始します。予約は、県電子申請・届出サービスからお申込ください。

県電子申請・届出システムはこちら▼



●パスポート受取可能日検索システム（通称「パスけん」）をご利用ください

「パスけん」は、旅券の作成状況や受取可能日を確認できますので、受取の際の事前確認等にご利用ください。

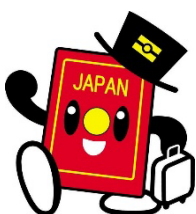
パスけんはこちらから▼



### □問合せ先

県国際誘客交流課旅券グループ

Tel 017-734-9217



## 海で正しく遊ぶために

市町村が開設した海水浴場には、監視員やライフセーバー、救命うきわなどの救命機材が配備されていますので、安心して海水浴を楽しむことができます。海水浴場以外の場所（閉鎖中の海水浴場や開設期間外）での遊泳は控えましょう。

### 遊泳の安全情報▼



### □問合せ先

青森海上保安部 交通課

TEL 01773412422

海の緊急ダイヤルは118番

## 農作業中の熱中症対策を徹底しましょう

近年、農作業中の熱中症が増加傾向にあるため、農作業中の熱中症予防と対策を徹底しましょう。

### ◆農作業中の熱中症対策ポイント

- ・高温時の作業は避けましょう
- ・こまめな休憩と水分・塩分補給

を行いましょう

- ・ひとりでの作業はできるだけ避けましょう
- ・熱中症対策グッズ（帽子・空調服等）を活用しましょう

◆次のような症状が出たら熱中症

かもしれません

- ・めまいや立ちくらみ
- ・筋肉痛や筋肉のけいれん
- ・大量の発汗
- ・体のだるさ、頭痛、吐き気
- ・呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けない

◆熱中症の疑いがあたら、すぐに応急処置を！

- ①作業を中断し、涼しい場所へ移動しましょう
- ②衣服をゆるめ、体を冷やしましょう
- ③塩分や水分を補給しましょう
- ④応急処置をしても症状が改善しない場合には、医療機関を受診しましょう

### □問合せ先

町農林水産課 農業振興係

TEL 7414411



## 食中毒予防！ 肉の生食・加熱不足 による食中毒に注意

夏は温度・湿度が高く、食中毒の原因となる細菌が増えやすい時期です。特に肉には、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなどの細菌がついていることがあります。

食中毒予防の3原則を守り、食中毒を予防しましょう。

### ◆食中毒予防の3原則

- 1 つけない  
手指・調理器具はしっかり洗う。焼く前と焼いた後で、トングや箸を使い分ける。
- 2 増やさない  
手早く調理し、完成後すぐ食べる。調理前の食材や調理後すぐ食べない食品は冷蔵保管し、長期保存はしない。
- 3 やつつける  
調理の際には、中心部までしっかりと加熱する。調理器具は、こまめに洗浄・消毒する。

### □問合せ先

県西北保健所

TEL 017313412108

## 西北五広域福祉事務組合 職員募集（令和9年4月 1日採用）

職員採用試験を次のとおり行います。試験詳細等については組合ホームページをご覧ください。

### ●募集職種

福祉職2名程度（福祉型障害児入所施設等の直接処遇職員）

### ●受験資格

平成15年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの者

### ●試験日

9月27日（日）（午前9時開始）

### ●受付期間

7月17日（金）～9月7日（月）

### ●ホームページ

<http://www.shg-kouikifukushi.jp/>

### □申込み・問合せ先

西北五広域福祉事務組合事務局

TEL 017312613100



**西北五広域福祉事務組合  
（森田学園）職員募集（令和9年4月1日採用）**

職員採用試験を次のとおり行います。詳細等については組合ホームページをご覧ください。

●募集職種

福祉職2名程度（障がい児支援）

●身分

地方公務員（一部事務組合職員）

●受験資格

平成15年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの者

●試験日

9月27日（日）

●試験内容

教養試験・適応性検査・論文試験・面接試験

●受付期間

7月17日（金）～9月7日（月）

●ホームページ

<http://www.shg-kouikifukushi.jp/>

□申込み・問合せ先

西北五広域福祉事務組合事務局  
TEL 0173-2613100

**「給水装置工事主任技術者試験対策講習」受講生募集のお知らせ**

在職中の方を対象とした試験対策講習を実施します。

◆日時

9月14日（月）～18日（金）

9時～16時（休憩1時間）

◆場所

弘前高等技術専門校（弘前市大字緑ヶ丘一丁目9-1）

◆定員 15名

◆受講料 2,800円

◆募集期間

7月27日（月）～8月24日（月）

◆申込方法

メールまたは郵送でお申込みください（募集締切日必着）。  
ホームページ上の受講申込フォームからも申込みできます。

HPはこちらから▼



□問合せ先

弘前高等技術専門校  
在職者訓練担当  
TEL 0172-3216805

**「CAD基本操作講習」  
受講生募集のお知らせ**

在職中の方を対象とした職業訓練を実施します。

◆日時

9月30日（水）、10月2日（金）、5日（月）、7日（水）、9日（金）

18時～21時

◆場所

弘前高等技術専門校（弘前市大字緑ヶ丘一丁目9-1）

◆定員 15名

◆受講料 1,300円

◆募集期間

8月12日（水）～9月9日（水）

◆申込方法

メールまたは郵送でお申込みください（募集締切日必着）。  
ホームページ上の受講申込フォームからも申込みできます。

HPはこちらから▼



□問合せ先

弘前高等技術専門校  
在職者訓練担当  
TEL 0172-3216805

**中高年のための「再就職支援セミナー」開催**

採用されるための就職活動のポイント（仕事の探し方・応募書類の作成・面接等）について、45歳以上の方に特化した内容のセミナーを実施します。

◆会場・開催日時

・青森会場 7月28日（火）

・リンクモア平安閣市民ホール

・八戸会場 7月29日（水）

友の会福祉会館

・弘前会場 7月30日（木）

弘前市民会館

いずれも13時30分～15時30分  
セミナー終了後、希望者個別面談は17時まで

※当セミナーは雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

□問合せ先

ネクストキャリアセンターあおもり

TEL 0171-72316350

メール [chukounen@ims-hirosaki.com](mailto:chukounen@ims-hirosaki.com)

# 守りたい県民がいる 守るべき故郷がある

## 警察官B（高卒・短大卒程度）採用試験及び サイバー捜査官（2回目）選考採用試験の募 集を開始します！

| 試験区分             |    | 採用予定<br>人員 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官B             | 男性 | 未定         | 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和9年3月31日までに大学卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                  | 女性 | 未定         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| サイバー捜査官<br>（2回目） |    | 2人程度       | <p>昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次の①又は②のいずれかを取得していること。</p> <p>① 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験に合格した者</p> <p>② 情報処理の促進に関する法律第29条第1項に規定する情報処理技術者試験のうち、次のいずれかの試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本情報技術者試験</li> <li>・ 情報セキュリティマネジメント試験</li> <li>・ 応用情報技術者試験</li> <li>・ ITストラテジスト試験</li> <li>・ システムアーキテクト試験</li> <li>・ プロジェクトマネージャ試験</li> <li>・ ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>・ データベーススペシャリスト試験</li> <li>・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験</li> <li>・ ITサービスマネージャ試験</li> <li>・ システム監査技術者試験</li> </ul> <p>※ 上記のほか、過去に実施された同種の情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）も対象とします。</p> |

- 試験区分が警察官B「男性」の場合のみ、警視庁の警察官を第二志望として同時に受験することができます（受験資格は警視庁に問い合わせてください。）。
- 受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

**受付期間** 7月6日（月）～8月17日（月）  
**第1次試験日（合格発表）** 9月27日（日）（10月2日（金）予定）  
**試験会場** 青森市、弘前市、八戸市、むつ市、さいたま市  
 ※サイバー捜査官は青森市のみ

◎問合せ先

青森県警察本部警務課人事採用戦略室 ☎0120-337-314

採用情報HP



## 昭和 100 年記念事業 我が家のお宝コンテスト開催

昭和 100 年記念事業として、昭和の記憶や各家庭の思い出のエピソードを文化祭に展示し、まちの記憶と記録を振り返る「我が家のお宝コンテスト」を開催しますので、是非ともご応募ください。

### ●募集テーマ

#### ①昭和の記憶と生活用品

（例）昭和時代に使われていた生活道具や仕事道具とエピソード

昭和の生活や祭り、地域行事の思い出の品とエピソード

#### ②我が家の思い出

（例）家族の中での「宝もの」とそのエピソード

人と人とのつながりを象徴する思い出の品とエピソード

### ●募集期間

令和8年7月15日(水)～9月30日(水)

### ●応募方法

①応募用紙に【必要事項】記入と写真を貼付け、または添付し公民館へ提出し応募。

②公民館のメールへ【必要事項】記入と思い出の品の写真を添付し応募

([koumin@town.fukaura.lg.jp](mailto:koumin@town.fukaura.lg.jp))

【必要事項】 テーマ①・②を選択、タイトル、エピソード、名前、年齢、性別、住所、電話番号

### ●選考方法

①深浦町文化祭(深浦会場)に思い出の品(写真可)とエピソードを展示します。

②来場者に「心に残ったエピソード」に投票してもらいます。

③後日発送をもって当選をお知らせします。

### ●賞品

|             |           |                |
|-------------|-----------|----------------|
| ①昭和の記憶と生活用品 | THE！昭和賞   | 商工会商品券(1万円×1名) |
|             | あの頃はよかった賞 | 商工会商品券(3千円×2名) |
|             | ありがとう賞    | 商工会商品券(1千円×5名) |
| ②我が家の思い出    | THE！思い出賞  | 商工会商品券(1万円×1名) |
|             | 温かな日常賞    | 商工会商品券(3千円×2名) |
|             | 感謝賞       | 商工会商品券(1千円×5名) |

※応募後は文化祭作品展準備日(10/29、10/30)に公民館本館に来館し職員と一緒に展示を行うほか、11/1の午後3時または11/2の午前中に作品の撤去にご協力いただきます。

【問い合わせ先】深浦町公民館 TEL0173-74-2031

## 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ（令和８年度）

令和８年度の保険料や８月からの医療機関へのかかり方について重要なお知らせです。

### １. 令和８年度の保険料について

#### ◆制度改正により「子ども（支援）分」が加わります

令和８年度から『子ども・子育て支援金制度』が創設されました。これに伴い、被保険者の保険料は、これまでの「医療分」に「子ども（支援）分」を加えた額となります。

#### 【保険料の決まり方】

- ・医療分 ＋ 子ども（支援）分 の合計額
- ・それぞれ、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合わせて計算されます。

ご自身の保険料額は、７月中にお届けする「保険料額決定通知書」でご確認ください。

### ２. 保険料の軽減・減免について

#### ◆所得が低い方などの軽減措置

世帯の所得額に応じて、保険料（均等割額）が２割・５割・７割（医療分は最大７.２割）軽減されます。また、これまで会社員などのご家族の被扶養者だった方も軽減措置があります（※軽減が適用された後の金額は、７月中に届く通知書に記載されます）。

#### ◆納付が難しいときのご相談

災害、倒産、失業などの特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、申請により減免が認められることがあります。問い合わせ先へお早めにご相談ください。

#### ◆保険料の算定について

２年ごとに改定される保険料率は、「青森県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。各市町村（深浦町）では、広域連合で決定した保険料に基づき、保険料の通知や納付書を被保険者に送付しています。

### ３. ８月以降の医療機関等のかかり方

現在お手元にある資格確認書の有効期限は、令和８年７月３１日です。

８月以降の受診に向けて、７月下旬に以下のいずれかを郵送しますのでご確認ください。

| 届くもの               | 対象となる方                             | 医療機関にかかるとき                      |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 資格情報のお知らせ          | 84 歳以下で、これまでにマイナ保険証を一定回数以上ご利用している方 | 引き続き マイナ保険証 をご利用ください（※）         |
| 新たな資格確認書<br>（ピンク色） | 上記以外の方、または 85 歳以上の方                | 8 月 1 日から 新しい資格確認書 を窓口で提示してください |

（※）マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、役場窓口申請することで「資格確認書」の交付が可能です。「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。

#### □問合せ先

町福祉課 電話： 7 4 - 2 1 1 7

県後期高齢者医療広域連合 電話： 0 1 7 - 7 2 1 - 3 8 2 1 （音声ガイダンス１番）

## 定住促進住宅（岩崎住宅B号室）の入居者を募集します!!

岩崎住宅B号室の入居者を募集しています。入居を希望される方は、下記の内容を確認のうえ、お申し込みください。

### ◆住宅の概要

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 名 称       | 深浦町定住促進住宅岩崎住宅                                   |
| 所 在 地     | 深浦町大字岩崎字松原 44-16（岩崎郵便局向い）                       |
| 住宅の構造     | 木造2階建てメゾネットタイプ集合住宅（4戸分）                         |
| 1戸あたりの間取り | 2LDK 1・2階合わせて26.5坪（87.8㎡）                       |
| 主な設備等     | オール電化、浴室乾燥機、冷暖房エアコン（各部屋計3台）、物置（1坪）、カーポート（2台分/戸） |
| 家賃・敷金     | 家賃：月額40,000円 敷金：家賃2か月分（80,000円）                 |

◆募集戸数 1戸分（1世帯分）

◆入居時期 入居決定後に通知される入居可能日から14日以内

◆申込受付期間 **随時受付中**

### ◆入居資格

以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①町内在住または住む予定の方で、公租公課を滞納していないこと
- ②夫婦（婚姻予定者含む）、または中学生以下の扶養する子どもと同居する家族
- ③入居開始時点で世帯主またはその配偶者が満45歳未満
- ④家賃を納付できる収入があること
- ⑤同居者を含め暴力団員でないこと

#### <入居申込用紙>

役場建設水道課・岩崎支所・大戸瀬支所及び町ホームページから取得できます！

### ◆入居申込方法

入居申込書に下記書類を添付して役場建設水道課に提出してください。

- ①入居予定者全員の住民票の写し
- ②入居予定者全員の収入及び所得を証する書類（令和7年度 所得証明書等）
- ③入居予定者全員の資格確認書等の写し
- ④納税証明書（令和7年分 同居者を含む）

### ◆留 意 点

申込者多数の場合は選考のうえ、入居者を決定します。

見学を希望する場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。



写真・間取りはこちらから確認できます。

**役場ホームページに詳細な情報が掲載されておりますので、必ずご確認ください。**

掲載URL：[https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed\\_docs/2026041700011/](https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2026041700011/)

## 災害等で発生した流木の無償譲渡について（第２回目）

深浦町民を対象に、流木の無償譲渡（第２回目）を下記のとおり実施します。なお、申込方法は次のとおりです。

○前回（6/15）申し込まれた方で、「引換券」をお持ちの方

⇒電話での受付が可能です。 ※お電話の際は、次の事項をお伝えください。

- ・引換券番号及び申請場所（引換券の上部に記載されています）
- ・お名前、緊急連絡先
- ・運搬方法（軽トラック、乗用車 など）
- ・車両ナンバー（下４桁） ※運搬方法が前回から変更になる場合のみ
- ・当日、チェーンソーを利用するか

○「引換券」をお持ちでない方、または今回初めて申し込まれる方

⇒次頁に記載の「５．申込場所」に備え付けている「申込書」にて直接お申し込みください。

### 記

１ 引渡日：７月２２日（水）～２４日（金）の３日間（無くなり次第終了）

※現在残っている流木は、そのままでは運べない太いものも多くありますので、混雑緩和と安全確保を目的に、以下のように引渡時間を分けて実施します。

| 時間帯                                                                            | 対象となる方<br>(作業内容・車両)                                                 | 注意事項                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【午前の部】</b><br>８：３０～１１：３０<br>※１１：００までに引渡場所<br>で受付を済ませた車両を最<br>終の引き渡し対象とします。  | ・搬出のみの方<br>（軽トラック等でそのま<br>ま持ち帰る方）                                   | ✖トラック類は入場できま<br>せん。<br>✖現地でのチェーンソー等<br>による玉切り作業はできま<br>せん。                                |
| <b>【午後の部】</b><br>１２：３０～１５：３０<br>※１５：００までに引渡場所<br>で受付を済ませた車両を最<br>終の引き渡し対象とします。 | ・トラック類の方<br>・玉切り作業をする方<br>※事故を防ぐため、上記に<br>該当しない方は、午前の部<br>にお越しください。 | ○ユニック車等で入場でき<br>ます。<br>○チェーンソーの使用が可能<br>です。<br>⚠混雑緩和のため、申込時に<br>「ご希望の時間」を聞き取り<br>して調整します。 |

２ 引渡場所：深浦町岡町地区旧斎場跡地（地図参照）

3 提供量：（3日間で合計）一家族軽トラック5台分まで

4 申込期間：7月13日（月）～7月17日（金）（8時15分～17時00分）

5 申込場所：・建設水道課建設係 ・岩崎支所 ・大戸瀬支所

※引渡当日に使用する車両のナンバー（下4桁）をご記載いただきますので、予めお控えください。

※申込書の受付と引き換えに、「引換券」をお渡しします。引渡日当日は必ず「引換券」を持参してください。

6 その他、注意事項等

①引渡当日は軽トラ等への積込に適した服装でお越し願います。

②積込みや運搬は各自でお願いします。

③引渡場所における積込や運搬の際に生じたケガ、事故等については、当方は一切責任を負いません。

④積込の際、過積載を行ってはいけません。

⑤申込以降、どの時点でも辞退できます。

⑥やむを得ない事情により流木の提供を中止する場合があります。

⑦引渡後の流木は適切に使用してください。売買行為、不法投棄は固く禁じます。

⑧自然物であるため、泥の付着、虫の混入、腐食等がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【引渡場所地図】

(C) OpenStreetMap contributors



＼ 海から山へ、白神山地をつなぐ冒険へ！ ＼

自然を楽しむ  
アドベンチャー  
イベント！

# 白神山地 SEA TO SUMMIT 2026

白神山地フェスティバル 同時開催！

2026年9月12日(土)～13日(日)

秋田県八峰町から深浦町を舞台とした「白神山地SEA TO SUMMIT 2026」が、9月12日～13日に初開催されます。

当イベントは今年全国12ヶ所で開催される海（カヤック）から里（自転車）、そして山頂（登山）へ進むアウトドアブランド「モンベル」提案の環境スポーツイベントです。体力に自信がない方や初心者の方も参加でき、個人参加のほか、ご友人や同僚とのチーム参加、希望種目のみへの参加など、多様なスタイルで応募可能です。皆様からのたくさんのご応募お待ちしております。



## 募集期間

7月13日(月)  
～8月16日(日)



## 開催日

9月12日(土)  
～13日(日)



## 募集定員

先着300名限定

## コース



カヤック（秋田県八峰町）

中浜海岸  
～小入川海岸



自転車  
（秋田県八峰町～深浦町）

小入川海岸  
～森の物産館キョロ口



登山（深浦町）

森の物産館キョロ口  
～崩山

## 参加料（町内在住者限定）

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| シングルの部（個人）            | 6,600円    |
| チームの部（2～5名）           | 6,600円×人数 |
| パラチャレンジの部<br>（希望種目のみ） | 6,600円×人数 |

※町外在住者は13,200円

※オリジナルTシャツまたは帽子的配布のほか、豪華抽選景品を準備しています。

## 同時開催！

## 白神山地フェスティバル

会場：アオーネ白神十二湖



キッチンカー



特産品販売  
（白神山地エリア）



郷土芸能  
ステージ



各種イベント

ご家族でも楽しめるフェスティバルです！

## お申し込み方法

下記SEA TO SUMMIT公式HPエントリー受付（モンベルウェブサイト）を読み込み、応募してください。



応募はこちらから  
（モンベルウェブサイトへ）

お問い合わせ 町観光課 観光振興係 ☎ 74-4412